

# 石川県輪島警察署環境行動計画

平成 21 年 12 月 15 日

## 取組方針

石川県警察では、安全・安心な石川の実現を目指すため、犯罪抑止総合対策の推進、少年の健全育成に向けた総合対策の推進、重要犯罪・組織犯罪の徹底検挙、死亡事故等重大事故の抑止、テロ対策の強化と有事即応態勢の確立及び警察力の充実強化を重点目標に各種治安対策に取り組んでいますが、その一方、環境への配慮を推進するため、交通信号機のLED式への切り替え、エコドライブの普及啓発等により環境改善に積極的に努めています。

こうした中、当輪島警察署においては、環境保全が県の重要課題の一つと捉え、職員一人ひとりが環境問題の当事者としての自覚を持ち、公的機関として、民間企業や県民に対して率先して行動する使命を負っているものと認識しています。

このため、私たちは、当署の活動が環境負荷へ及ぼす影響を最小限に抑制するため、以下の行動に取り組めます。

- ① 警察活動の中で省エネルギー化・省資源化を進め、二酸化炭素の排出量を抑制します。
- ② 事務用品の購入に当たっては、積極的にグリーン製品を採用します。
- ③ 資源（用紙）のリサイクルを進め、有効利用を図ります。
- ④ 交通安全の指導に当たっては、エコドライブの普及啓発にも努めます。
- ⑤ 産業廃棄物の不法投棄、水質汚濁、大気汚染等の環境犯罪の取締を徹底するとともに、環境保全意識の啓蒙に努めます。

この方針に基づいて、職員一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、取組方針と取組目標及び具体的な取組内容を全職員に周知します。

平成 21 年 12 月 15 日

石川県輪島警察署

署 長 中 村 幸 伸

### 3. 環境負荷の低減目標

当署での環境負荷の低減目標及び具体的な取組項目は次のとおりです。

<p>目標-1 〈Co2排出量削減〉</p>	<p>①二酸化炭素の排出量を、平成20年度(143,531Kg-CO<sub>2</sub>)を基準に平成22年度までに約2%削減し、140,860Kg-CO<sub>2</sub>以下に削減する。</p>
<p>具体的な取組</p>	<p>[事務所での取組]          ① 冷房温度(28度)と暖房温度(19度)を厳守する。(各課)          ② 昼休みの消灯、パソコン・コピー機の電源OFFを徹底する。(各課)          ③ 人のいないエリアの消灯を徹底する。(各課)          ④ パソコン・コピー機の節電機能を活用する。(各課)          ⑤ ボイラーの循環水の温度を適切に設定する。(会計)          ⑥ 電球型蛍光灯の購入を推進する。(会計)</p> <p>[公用車に関する取組]          ① 緊急時を除き、不必要なアイドリングを禁止するとともに、エコドライブを推進する。(各課)          ② 会議・打ち合わせなどの計画を事前に集約し、効率的な公用車の使用に努め、乗り合わせを徹底する。(各課)          ③ 車両点検を徹底する。(警務)          ④ エコドライブの推進体制を構築する。(警務)          ⑤ ノーカーデーを設ける。(警務)</p>
<p>目標-2 〈廃棄物の排出〉</p>	<p>①資源ゴミの分別を徹底し、リサイクルを推進する。</p>
<p>具体的な取組</p>	<p>① 廃棄物排出量を正確に計測・記録する。(会計)          ② シュレッダーの使用は機密書類に限定する。(各課)          ③ 使用済みインクカートリッジはリサイクル業者に回収してもらう。(警務)          ④ 詰め替え可能な製品を優先的に購入する。(会計)          ⑤ 封筒、ファイル、フォルダーは繰り返し使用する。(各課)</p>
<p>目標-3 〈水・紙の使用〉</p>	<p>①コピー用紙の使用量を、平成20年度(1,326kg)を基準として、平成22年度までに1%を削減し、以降の使用量はこれを超えないようにする。          ②水の使用量を平成19年度(784m<sup>3</sup>)を基準として、平成22年度までに1%を削減し、以降の使用量はこれを超えないようにする。</p>
<p>具体的な取組</p>	<p>① 作成した資料やメール等で收受した資料はパソコン画面上での確認を徹底する。(各課)          ② 書類・資料の電子データ化を進め、メールでのやり取りを徹底する。(各課)          ③ 両面印刷、両面コピーを徹底する。(各課)          ④ 使用済み用紙の裏面を利用する。(各課)          ⑤ 会議資料は、必要最低限の部数に抑制する。(各課)          ⑥ 洗車の方法を見直し、節水に心掛ける。(各課)</p>

#### 4 環境行動計画の実施体制

環境負荷の低減目標を達成するため、次長を環境管理責任者とし、その下に環境推進員(各課長及び交番所長)を置き、具体的な取組の実施状況を以下のとおりチェックします。

・本署、交番毎に「日常業務活動チェック表」を設置し、節電状況などについて推進員及び最終退庁者が毎日確認・記入を行い、月単位で環境管理責任者のチェックを受けます。(警務)

・毎月、電力、燃料などの使用量等を集計し、増減状況及びその理由等を分析し、翌月以降の行動計画にどう反映させるか組織的に検討します。

なお、取組結果が優秀な交番等については、表彰等によりインセンティブを働かせていきます。(会計)